

認知症になっても みんなで安心して暮らせるまちへ

認知症は早めの気づき大切です
ご相談ください
このマークが
センターの目印です



区では、認知症の方とご家族が安心して暮らせるように、相談・支援体制への取り組みや、地域で支える仕組みづくりを進めています。
問合せ 高齢者支援課高齢者相談第二係(本庁舎2階) ☎(5273)4594・FAX(5272)0352

◆認知症に関する困りごとをサポートします

■高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)

センター名	所在地	電話	ファックス
四谷	四谷三栄町10-16 四谷保健センター等複合施設4階	☎(5367)6770	FAX(3358)6922
笹塚	北山伏町2-12、あかね苑新館内	☎(3266)0753	FAX(3266)0786
榎町	市谷仲之町2-42、防災センター1階 (新庁舎完成後、弁天町50に移転予定)	☎(5312)8442	FAX(5312)8443
若松町	戸山2-27-2、戸山シニア活動館1階	☎(5292)0710	FAX(5292)0716
大久保	百人町2-8-13、Fiss1階	☎(5332)5585	FAX(5332)5592
戸塚	高田馬場1-17-20 区社会福祉協議会1階	☎(3203)3143	FAX(3203)1550
落合第一	中落合2-5-21、聖母ホーム内	☎(3953)4080	FAX(3950)4130
落合第二	上落合2-22-19 キャンパスエール上落合2階	☎(5348)8871	FAX(5348)8872
柏木	北新宿3-27-6 北新宿特別養護老人ホーム(かしわ苑)内	☎(5348)9555	FAX(5348)9556
角筈	西新宿4-8-35 西新宿シニア活動館3階	☎(5309)2136	FAX(5309)2137
新宿区役所	本庁舎2階(高齢者支援課内)	☎(5273)4593 ☎(5273)4254	FAX(5272)0352

受付時間 月～土曜日午前9時～午後5時30分(年末年始を除く)

※新宿区役所高齢者総合相談センターは、月・水～金曜日午前8時30分～午後5時、火曜日午前8時30分～午後7時(祝日、年末年始を除く)に受け付けます。

◆介護している方を支援しています

■認知症介護者家族会(介護者の学習会) 講座

認知症の方を介護しているご家族等が対象です。病気への理解や対応、介護に役立つ情報などの講座を開催するほか、介護者同士の交流の場として利用できます。

日時 4月17日(水)午前10時30分～12時

会場 西新宿シニア活動館(西新宿4-8-35)

対象 区内在住で認知症の方を介護しているご家族ほか

内容 学習会「知っておきたい薬のはなし」(講師は薬剤師)、介護者同士の交流会

申込み 電話かファックス(7面記入例のとおり記入)で問合せ先へ。

問合せ 高齢者支援課高齢者相談第二係

◆医師が無料で相談をお受けしています

■認知症介護者相談

認知症の方の介護をする中で悩みを抱えている方を対象に、精神科医師による相談を月1回実施しています。

日時 4月8日(月)午後2時～4時

会場 区役所第1分庁舎2階区民相談室

対象 認知症の方の介護者等で心や体に悩みを抱えている方、3名

申込み 3月18日(月)から電話で問合せ先へ。先着順。

問合せ 高齢者支援課高齢者相談第一係(本庁舎2階) ☎(5273)4593

■認知症・もの忘れ相談

日時 4月25日(水)午後2時30分～4時

対象 区内在住でもの忘れが心配な方、4名

内容 医師による相談

申込み 3月18日(月)から電話で問合せ先へ。先着順。

会場・問合せ 戸塚高齢者総合相談センター

◆認知症の方と家族を地域で支えよう

■認知症サポーター養成講座 講座

認知症サポーターとは、認知症の正しい知識を持ち、身近に認知症の方がいたときに温かく見守る、ちょっとした手助けをする人です。

地域での支え合いの輪を広げるため、認知症の正しい知識や対応方法を学ぶ認知症サポーター養成講座(90分程度)を開催しています。修了した方に認知症サポーターカード(右上図)をお渡しします。

日時 4月30日(火)▶午前10時～11時30分、▶午後2時～3時30分

会場 区役所本庁舎6階第2委員会室

対象 区内在住・在勤・在学の方、各回25名

申込み 3月18日(月)から電話かファックス(7面記入例のとおり記入)で問合せ先へ。先着順。

問合せ 高齢者支援課高齢者相談第二係



認知症サポーターカード

製品プラスチックもリサイクル 第3回

●4月から単一素材(100%プラスチック素材)の製品プラスチックも
容器包装プラスチックと一緒に「資源プラスチック」として回収します
区が回収した資源プラスチックのリサイクル方法は、プラスチック製品・塗料等の化学原料や製鉄に必要なコークス等に生まれ変わる「ケミカルリサイクル」という手法です。ケミカルリサイクルは、回収したプラスチックを比較的無駄なくリサイクルできます(★)。

小型充電式電池(リチウムイオンバッテリー等)が内蔵されている製品やライター等は火災の原因となります。分別にご協力ください。

★処理する量に対し、リサイクルできる量の割合が90%以上

問合せ 新宿清掃事務所事業係 ☎(3950)2962



HPで詳しく



福祉タクシー利用券を発送します

心身障害者福祉タクシー利用券(年額4万8,000円分)、車いす利用券、ストレッチャー利用券を受給している方に、3月22日(金)から簡易書留で順次発送します。4月になっても届かない方は、お問い合わせください。

※福祉タクシー利用券は、受給者本人が使用できる券です(同乗は可)。

※3月31日(日)までに使用しなかった令和5年度(有効期限が令和6年3月31日まで)の利用券は問合せ先に郵送で返還してください。

問合せ 障害者福祉課経理係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階) ☎(5273)4520・FAX(3209)3441

★下記の方で申請がお済みでない方は申請が必要です

●心身障害者福祉タクシー利用券

対象 次のいずれかがある方、▶身体障害者手帳(肢体不自由(下肢・体幹・移動機能障害)1～3級、内部機能障害1～3級、視覚障害1～2級、平衡機能障害3級)、▶愛の手帳1～2度

●車いす利用券・ストレッチャー利用券

対象 次の全てに該当する方、▶移動に車いすやストレッチャーを利用している、▶身体障害者手帳(肢体不自由(下肢・体幹・移動機能障害)1～3級、内部機能障害1～3級、平衡機能障害3級)がある

申請方法 身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの上、直接、障害者福祉課相談係(本庁舎2階) ☎(5273)4518・FAX(3209)3441で申請してください。